

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	建築物衛生法施行規則の一部改正に伴う個人情報項目の追加について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第12条第2項第4号（外部提供）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部衛生課環境衛生第二係）

事業の概要

事業名	建築物衛生法に基づく監視指導等
担当課	健康部衛生課
目的	特定建築物について、理化学検査、維持管理状況の確認及び監視指導を実施することで衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進を目的とする。
対象者	特定建築物の所有者、維持管理権原者等をはじめ、維持管理に係わる関係者
事業内容	<p>衛生課では、特定建築物について法令に定められた届出事項を保健情報システムにより正確に記録管理するとともに、記録情報を活用して所有者等に対して衛生管理講習会を実施するとともに理化学検査、維持管理状況の確認及び監視指導を実施している。</p> <p>平成22年4月22日の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）施行規則の一部改正並びに同年9月28日の東京都規則（細則）の公布に基づき、特定建築物に関する新たな届出義務が生じ、『特定建築物維持管理権原者』に関する以下の届出事項が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所・法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 <p>これに伴い、同事項を保健情報システム（環境衛生管理サブシステム）に追加入力し、台帳管理及び講習会開催通知等の処理を行う。</p> <p>対象施設数：530件</p>

件名 建築物衛生法施行規則の一部改正に伴う個人情報項目の追加について

保有課(担当課)	健康部衛生課
登録業務の名称	特定建築物
登録業務の目的	特定建築物について、理化学検査、維持管理状況の確認及び監視指導を実施することで衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進を目的とする。
外部提供の相手方	東京都
外部提供を行う理由	建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により新宿区が処理を行うこととされた事務に関する情報を東京都と共有する必要があるため。
外部提供を行う情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物維持管理権原者に関する以下の項目 (法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) ①氏名 ②住所及び郵便番号 ③電話番号 ④FAX 番号
外部提供を行う際に使用する記録媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・施設一覧、施設台帳 ・文書(特定建築物維持管理権原者等届、特定建築物届、特定建築物変更届)
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	新宿区個人情報保護条例に基づき対応する。
外部提供の相手方としての情報保護対策	東京都個人情報の保護に関する条例に基づき対応する。
外部提供の時期	審議会承認後、実施。
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

件名 建築物衛生法施行規則の一部改正に伴う個人情報項目の追加に
ついて

保有課(担当課)	健康部衛生課
登録業務の名称	特定建築物
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区内の特定建築物の特定建築物維持管理権原者</p> <p>2 記録項目 ・特定建築物維持管理権原者に関する以下の項目 (法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) ①氏名 ②住所及び郵便番号 ③電話番号 ④FAX番号</p> <p>3 記録するコンピュータ 健康推進課に設置の保健情報システムサーバ</p>
新規開発・追加・変更の理由	平成22年4月22日の建築物衛生法施行規則の一部改正並びに同年9月28日の東京都規則(細則)の公布に基づき、特定建築物に関する新たな届出義務が生じ、『特定建築物維持管理権原者』に関する衛生情報事項が追加されたため。
新規開発・追加・変更の内容	同事項を保健情報システム(環境衛生管理サブシステム)に追加入力し、台帳管理及び講習会開催通知等の処理を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	委託業者は新宿区健康部健康推進課における情報セキュリティ実施手順を遵守の上契約を履行する。
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後、平成22年度中に実施。